

収 支 報 告 書



令和 2 年 分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称 さんたんぞのてるお こうえんかい
さんたんぞの輝男後援会

2 主たる事務所の所在地 鹿児島市星ヶ峯4丁目38番20号

3 代表者の氏名 三反園 輝男

4 会計責任者の氏名 阪元 義宏

政治団体の区分

政党の支部
 政治資金団体の支部
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 _____
(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類 鹿児島市議会議員

資金管理団体の届出をした者の氏名 三反園 輝男

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を越えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額									年月日	住所	職業	備考	
		十億		百万	0	0	千	0	0	円				
三反園 輝男										令和2年4月1日	鹿児島市星ヶ峯4-38-20	会社員		
この頁の小計				1	0	0	0	0	0	0				
その他の寄附				4	0	5	0	0	0					
合計				1	4	0	5	0	0	0				

← 様式(その2)「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を越えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を当該欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

政治団体が行う寄附については、量的制限はない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体からの寄附			
団体の名称	金額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	十億	百万	5千	0	0	0	0	0	0					
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 1月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会			3	0	0	0	0	0	0	円	令和2年 1月27日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 2月13日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				9	3	3	0	0	0	円	令和2年 2月20日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 2月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 3月19日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 4月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 5月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 6月19日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 7月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 8月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年 9月18日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年10月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年11月20日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
九州電力労働組合政治活動委員会				5	0	0	0	0	0	円	令和2年12月21日	福岡市中央区清川2丁目6-16	林 九州男	
この頁の小計				5	0	3	3	0	0	0				
その他の寄附										0				
合計				5	0	3	3	0	0	0				

← 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を当該欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表												
項 目		金 額										備 考
		十億	百万	千	百	十	千	百	十	千	百	円
1	経 常 経 費											
	(1) 人 件 費		2	0	1	1	6	5	5			
	(2) 光 熱 水 費					3	7	9	4	5		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				9	6	0	9	4	7		
	(4) 事 務 所 費		1	6	2	5	3	2	2			
	小 計		4	6	3	5	8	6	9			①((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費	十億	百万	千								
	(1) 組 織 活 動 費		1	3	9	7	3	0	7			
	(2) 選 挙 関 係 費					4	5	2	2	0		
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		1	9	9	3	8	5	5			ア~エの合計を記載すること
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0		
	イ 宣 伝 事 業 費		1	8	3	8	5	3	5			
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費									0		
	エ そ の 他 の 事 業 費				1	5	5	3	2	0		
	(4) 調 査 研 究 費									0		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0		
	(6) そ の 他 の 経 費					6	3	1	7	8		
	小 計		3	4	9	9	5	6	0			②((1)~(6)の合計)
	合 計		8	1	3	5	4	2	9			①+②

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および
国会議員関係政治団
体のみ

内訳は様式
(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 光 熱 水 費				
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
		十億	百万	千	円									
この頁の小計									0					
その他の支出								3	7	9	4	5		
合 計								3	7	9	4	5		

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分		備品・消耗品費		備考
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)		
	十億	百万	1	4	5	1	9	1						
コピー機他リース			1	4	5	1	9	1		令和2年4月28日	(有)ディエスネット	鹿児島市下荒田3-42-3		
この頁の小計			1	4	5	1	9	1						
その他の支出			8	1	5	7	5	6						
合計			9	6	0	9	4	7						

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	千	百	十	百	十	百	十				
備品リース代				2	0	7	0	9	6	令和2年1月29日	(有)ディエスネット	鹿児島市下荒田3-42-3	
間仕切り工事代					5	5	0	0	0	令和2年2月4日	宇治野工務店	鹿児島市星ヶ峯4-8-7	
切手					6	7	2	0	0	令和2年3月31日	川田酒店	鹿児島市星ヶ峯4-33-3	
切手					6	7	2	0	0	令和2年3月31日	せいほう堂 星ヶ峯書店	鹿児島市星ヶ峯4-2-8	
切手					6	7	2	0	0	令和2年3月31日	さくら屋商店	鹿児島市星ヶ峯4-11-14	
切手					6	7	2	0	0	令和2年3月31日	スワ酒店	鹿児島市星ヶ峯3-22-7	
切手					6	7	2	0	0	令和2年3月31日	(有)星ヶ峯酒店	鹿児島市星ヶ峯2-8-12	
インターネット料金				2	4	9	2	0	6	令和2年7月8日	(株)QTnet	福岡市中央区天神1-12-20	
この頁の小計				8	4	1	3	0	2				
その他の支出				7	8	4	0	2	0				
合 計				1	6	2	5	3	2				

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 ()			
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万											
会場費他			3	0	9	3	5	0		令和2年2月15日	ジェイドガーデンパレス	鹿児島市上荒田19-1	
この頁の小計			3	0	9	3	5	0					
その他の支出			1	0	8	7	9	5	7				
合 計			1	3	9	7	3	0	7				

← (その13)の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣 伝 事 業 費 ()			
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	8	3	2	7	0						
印刷代										令和2年1月16日	(有)アートワン	鹿児島市星ヶ峯4-40-5	
印刷・データ整理代										令和2年1月29日	(有)ディエスネット	鹿児島市下荒田3-42-3	
名簿入力代										令和2年3月4日	ソフトプランニング&サポート	鹿児島市谷山中央6-20-35	
チラシ印刷代										令和2年3月11日	(有)ディエスネット	鹿児島市下荒田3-42-3	
名簿入力代										令和2年3月19日	ソフトプランニング&サポート	鹿児島市谷山中央6-20-35	
印刷代										令和2年3月27日	(有)アートワン	鹿児島市星ヶ峯4-40-5	
名簿入力代										令和2年3月31日	ソフトプランニング&サポート	鹿児島市谷山中央6-20-35	
後援会アナウンスCD代										令和2年4月3日	HIGE CAMLABO	鹿児島市清和2-10-29	
名簿入力代										令和2年4月20日	ソフトプランニング&サポート	鹿児島市谷山中央6-20-35	
この頁の小計													
その他の支出													
合 計													

← (その13)の「その他の経費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体)にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体)にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			その他の事業費 ()		備考
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)			
		十億		百万											
公共事業印刷					6	6	0	0	0	令和2年3月20日	(有)クリエイト中央	鹿児島市武岡3-24-4			
この頁の小計					6	6	0	0	0						
その他の支出					8	9	3	2	0						
合 計					1	5	5	3	2	0					

← (その13)の「その他の事業費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を越える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を越える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を越える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を越える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を越える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を越える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 3 / 日

政治団体の名称

さんたんぞの輝男後援会

会計責任者の氏名

阪元 義宏

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (注) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。